（別紙１）

調　査　概　要

観光客等の移動支援に資する
総合的な情報提供システム構築指針とりまとめ業務

１．調査内容

観光客等が快適かつ安全に安心して移動できる環境の整備に向けて、現状の取組及び課題を整理するとともに、観光客等が観光地において移動する際に利用しやすい総合的な情報提供システムの構築に当たり留意すべき事項や最低限統一すべきルール、適用事例等を整理した指針をとりまとめる。

２．調査成果

平成１８～２０年度に実施した情報提供に関するこれまでの取り組み（観光客への情報提供の高度化による移動支援を図った「まちめぐりナビプロジェクト」（７６の取組）、ＩＣタグをはじめとするユビキタス情報基盤整備を整備することで移動等に関する情報を「いつでも、どこでも、だれでも」入手できる環境の構築を目指した「自律移動支援プロジェクト」（５の取組））の成果と課題を整理した上で、情報提供システム構築に向けた効果的な手法の検討を行い、それらを情報提供システム構築の指針としてまとめた。その中で、地域が取り組むべき事項や留意すべき事項について以下の項目を整理した。

【地域における観光情報提供戦略の明確化】

・地域ごとの特性を踏まえ、地域が観光情報提供における戦略を明確にし、それに沿った観光情報提供を行うことが必要である。

【観光情報提供における体制の整備】

・既に観光情報提供を実施している行政や観光協会、観光事業者等が連携した運営体制を整備することで、より発展的な観光情報提供が可能となる。

【継続的な観光情報提供に向けた運営体制の整備】

・システム立ち上げ後も継続的に情報提供を行うためには、情報提供のための人材確保と安定した運営費の確保が不可欠である。

【観光情報提供手法の整備】

・情報提供のターゲットを設定した上で、ニーズを的確に把握し、ニーズに即した観光情報を適切なツールで提供する必要がある。

３．活用方法

地方公共団体などの地域の関係者がそれぞれの地域において情報提供システムを構築する際、事情や観光戦略に合わせて活用することで、観光客等が快適かつ安全に安心して移動できる環境の整備に有効なものになることを期待し、指針を各地方整備局に周知するとともに、平成22年５月20日にホームページに掲載。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/sosei_region_fr_000005.html

４．担当連絡先

国土交通省　総合政策局　事業総括調整官室
TEL (03) 5253-8111（内線24-544）